

今月の内容

- ◆ 労働保険「年度更新」のしくみ
- ◆ 『労働保険料申告書』が届いたら…
- ◆ 用語解説：「月給制」と「日給月給制」

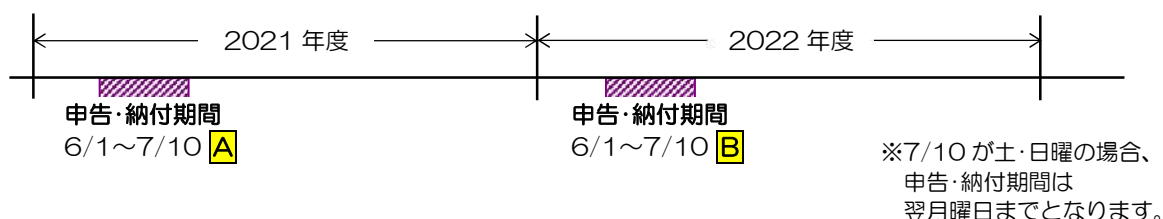
労働保険「年度更新」のしくみ

今年も労働保険の年度更新の時期が近づいてきました。今号では、【年度更新のしくみ】についてご説明します。

** 労働保険「年度更新」のしくみ **

- ◎ 労働保険料は、毎年6/1～7/10に、当年度（4月～翌3月）分を概算で申告します。（「概算保険料」）
- ◎ 当年度終了後に、次の算式により正確な保険料額を算出します。（「確定保険料」）
【確定保険料 = 当該年度（4月～翌3月）の賃金総額 × 保険料率】
- ◎ 大抵の場合、概算保険料と確定保険料の額に差が生じますので、その差額を清算します。その際、併せて翌年度の概算保険料を申告します。
- ★ この一連の手続きを「年度更新」といいます。

【例】



A 2021年度分の概算保険料を申告・納付〔820,000円〕

B (1) 2021年度分の確定保険料を算出〔840,000円〕

(2) 概算保険料と確定保険料との差額を計算〔820,000円 - 840,000円 = ▲20,000円〕

2021年度
概算保険料

2021年度
確定保険料

差額

(3) 2022年度分の概算保険料を算出〔840,000円〕

(4) 保険料を納付〔840,000円 + 20,000円 = 860,000円〕

2022年度
概算保険料

2021年度
の差額

2022年度に
納付する額

★ (3)で算出した概算保険料が40万円以上の場合、3回に分割して納付することができます。（分割納付の納期限は①7月10日、②10月31日、③1月31日。※土日の場合は翌月曜日。）

★ 労働保険料を口座振替で納付する場合、引落日は9月6日です。（分割納付の引落日は①9月6日、②11月14日、③2月14日。※土日の場合は翌月曜日。）



◎労働保険料と併せて納付する「一般拠出金」とは？

*労働保険料と併せて納付する「一般拠出金」とは、**アスベスト健康被害者（労災補償の対象にならない方）の救済費用**に充てるため、全ての労災保険適用事業主が負担する拠出金です。

（石綿による健康被害の救済に関する法律 第35～38条）

*一般拠出金は、労働保険料の年度更新を行う際に、労働保険料と併せて申告・納付します。

*一般拠出金の拠出金率は、業種を問わず **一律 1000分の0.02** です。

【一般拠出金 = 当該年度の賃金総額 × 0.002%】

（例：賃金総額 1億円 ⇒ 一般拠出金 2,000円）

『労働保険料申告書』が届いたら…

*5月末頃に、都道府県労働局から貴社宛に『労働保険料申告書』が送られてきます。

*当社に年度更新業務を委託している事業者様は、**緑色A4サイズの封筒**が届きましたら、**社会保険労務士法人あおぞら**にお送りくださいますようお願いいたします。



こんな封筒が届きます。
⇒ **社労士法人あおぞら**へ



用語解説

「月給制」と「日給月給制」

1か月を単位として基本給額を定めている賃金形態を、一般に「月給制」と呼びますが、厳密にいうと、月給制は、【月給制（完全月給制）】と【日給月給制】に区分されます。

①「**月給制**」とは、1か月の基本給の額は常に一定であり、欠勤・遅刻・早退をしても**欠勤控除（遅早退控除）を行わない**賃金形態のことをいいます。（②と区別して「完全月給制」と呼ぶこともあります。）

②「**日給月給制**」とは、欠勤等をした場合に**欠勤控除（遅早退控除）を行う**賃金形態のことをいいます。